

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境施策部環境施策課 (06-6630-3218)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	引取業・フロン類回収業の登録の変更
概要	使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づき大阪市から「引取業」又は「フロン類回収業」の登録を受けた者が、氏名又は名称及び住所、法人にあっては代表者氏名・役員等に変更があったときは、その日から30日以内に届出が必要です。
根拠法令等 及び条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条又は第57条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第48条又は第53条 大阪市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(平成14年3月31日規則第72号)
審査基準	次に該当する場合は、登録を拒否します。 法第45条第1項第6号若しくは第7号又は法第56条第1項第6号若しくは第7号に該当する場合、又は同項の主務省令で定める基準に適合しなくなった場合
標準処理期間	1か月程度
経由日数	なし
提出先	環境局環境施策部環境施策課
提出時期	随時
提出方法	使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に規定される変更届出書等の必要書類を環境局環境施策部環境施策課へ提出してください。
手数料	不要
相談窓口	環境局環境施策部環境施策課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000018100.html
備考	